

限定提供データの保護

2018. 6. 27@学術情報委員会

弁護士 末吉 亙

不正競争防止法平成30年改正

1. 相手方を限定して業として提供するデータ（ID/パスワード等の電磁的方法により管理されているものに限る）の不正な取得、使用及び開示を不正競争に位置づけ、これに対する差止請求権等の民事上の措置を設ける（いわゆる**ビッグデータの保護**）—本日のテーマ

2. 暗号等の技術的制限手段について、その効果を妨げる機器の提供等だけでなく、その効果を妨げる役務の提供等も不正競争とする

3. 書類提出命令における書類の必要性を判断するためのインカメラ手続、専門委員のインカメラ手続への関与

→20180523可決成立

https://www.jpo.go.jp/torikumi/kaisei/kaisei2/fuseikyousou_h300530.htm

限定提供データに係る不正競争の定義 (不競法2条1項11～16号) ①

十一 窃取、詐欺、強迫その他の不正の手段により限定提供データを取得する行為（以下「限定提供データ不正取得行為」という。）又は限定提供データ不正取得行為により取得した限定提供データを使用し、若しくは開示する行為

十二 その限定提供データについて限定提供データ不正取得行為の取得した限定提供データを使用し、若しくは開示する行為が介在したことを知って限定提供データを取得し、又はその取得した限定提供データを使用し、若しくは開示する行為

十三 その取得した後にその限定提供データについて限定提供データ不正取得行為が介在したことを知ってその取得した限定提供データを開示する行為

限定提供データに係る不正競争の定義 (不競法2条1項11～16号) ②

十四 限定提供データを保有する事業者（以下「限定提供データ保有者」という。）からその限定提供データを示された場合において、不正の利益を得る目的で、又はその限定提供データ保有者に損害を加える目的で、その限定提供データを使用する行為（その限定提供データの管理に係る任務に違反して行うものに限る。）又は開示する行為

十五 その限定提供データについて限定提供データ不正開示行為（前号に規定する場合において同号に規定する目的でその限定提供データを開示する行為をいう。以下同じ。）であること若しくはその限定提供データについて限定提供データ不正開示行為が介在したことを知って限定提供データを取得し、又はその取得した限定提供データを使用し、若しくは開示する行為

十六 その取得した後にその限定提供データについて限定提供データ不正開示行為があったこと又はその限定提供データについて限定提供データ不正開示行為が介在したことを知ってその取得した限定提供データを開示する行為

限定提供データの定義 (不競法2条7項)

7 この法律において「限定提供データ」とは、**業として特定の者に提供する情報**として電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の他人の知覚によつては認識することができない方法をいう。次項において同じ。）により相当量蓄積され、及び管理されている技術上又は営業上の情報（秘密として管理されているものを除く。）をいう。

改正の趣旨

- 「**安心してデータをやり取り**でき、データの創出・収集・分析・管理などに対しての開発等の投資に見合った適正な対価を得られる環境を整備するため、データの不正取得の禁止など不正競争防止法の改正も視野に検討する。」（「未来投資戦略2017」）
- 「**価値あるデータの保有者及び利用者が安心してデータを提供し、かつ利用できる公正な競争秩序を確保**するため、データの不正取得の禁止や暗号化など技術的な制限手段の保護強化等について、次期通常国会への法案提出を視野に、産業構造審議会知的財産分科会での議論を加速させ、2017年度中に法制度上の措置に関する具体的な結論を得て、必要な措置を講ずる。（短期）（経済産業省）」（「知的財産推進計画2017」）

気象データ提供事業者の例（背景例①）

- 有料会員に商品として提供する気象データが、提供先の事業者から無断で複数の関連会社に流通されていた。契約先でない企業からの問い合わせで不正流通が発覚したが、把握できていない事例もあると懸念。提供先からの不正提供に対する**抑止効果**と、転々流通させる行為に対して**差止請求**を可能とする措置の創設を希望。

技術関連情報提供事業者の例（背景例②）

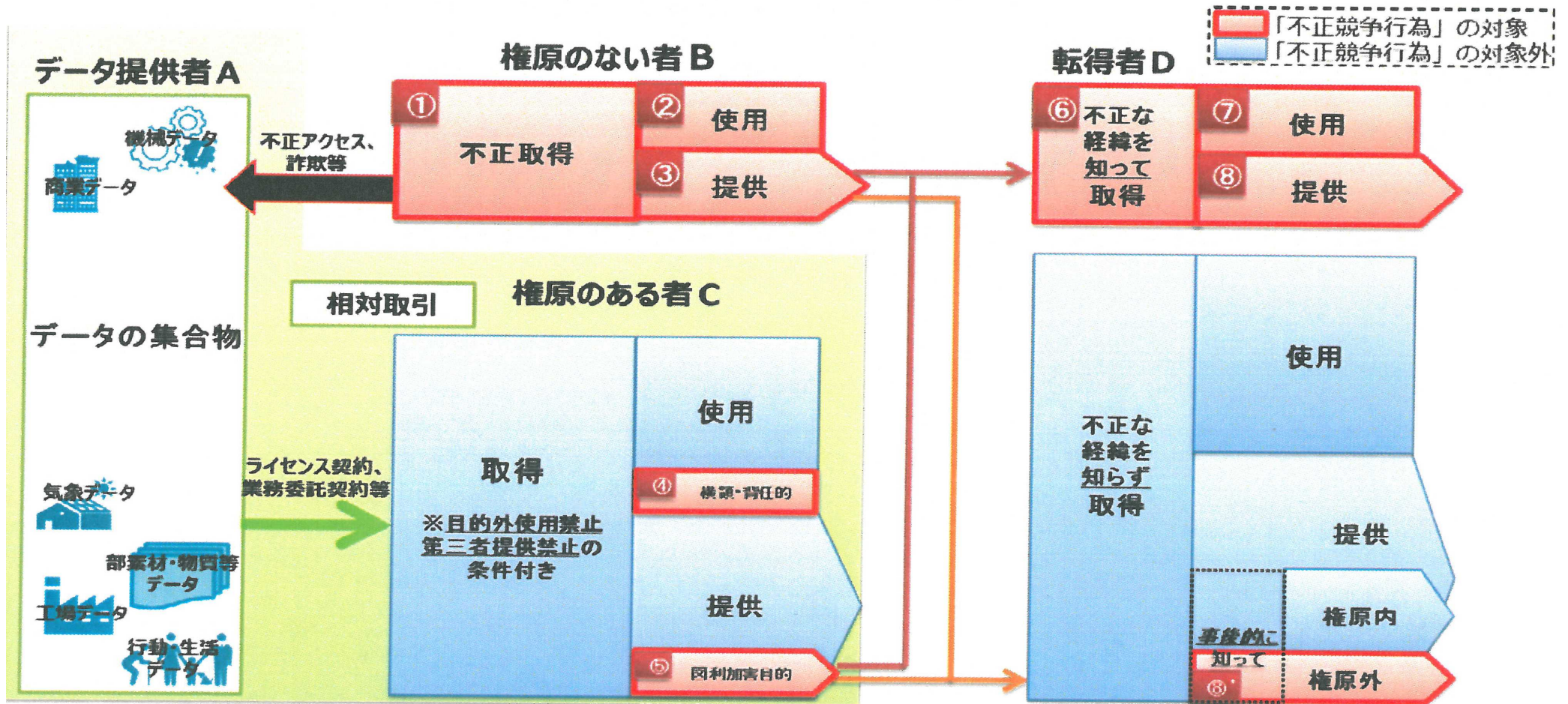
- 学術目的での使用に限定して、図書館に技術関連情報データを提供したところ、その図書館からデータを大量にダウンロードしたある統計分析会社が、当該データを用いて作成したレポートを商材として企業に提供してしまった。その統計分析会社とは契約関係がなく、不正使用を差し止める法的根拠がなかった。直接契約関係のない不正使用者に対して、差止請求を可能とする法的根拠の創設を希望。

船舶関連データを共有する オープンプラットフォームの例(背景例③)

- 船舶関連データを、船主・オペレーター・造船所・船舶機器メーカー等から成るオープンプラットフォームで共有。その利活用を推進すべく、データの提供者、利用者の双方の意見を聞きつつ、データ利用に係る規約等の整備を進めている。提供者側は、規約違反による利用や第三者提供を心配しており、データ提供の障害となる懸念がある。データの不正利用等に対する法的救済措置があれば、その抑止力によって、更なるデータ提供のモチベーションに繋がることが期待される。

限定提供データに係る不正競争行為

【新たに「不正競争行為」とする範囲】



※「権原」とは、Dが不正な経緯を知る前に、DがBやCと締結した契約等に基づき、提供を許された範囲を指す。

不正取得類型（㊦①②③）

- ①：権原のない外部者が、**管理侵害行為**によって、データを取得する行為 ※「管理侵害行為」とは、データ提供者の管理を害する行為（不正アクセス、建造物侵入等）、又は、データ提供者に技術的管理を外させて提供させる詐欺等に相当する行為（**詐欺・暴行・強迫**）
- ②：①によって取得したデータを使用する行為
- ③：①によって取得したデータを第三者に提供する行為

著しい信義則違反類型（㊄㊅）

第三者提供禁止の条件で、データ提供者から取得したデータを、不正の利益を得る目的又は提供者に損害を加える目的（**㊄利加害目的**）を持って、

㊄：横領・背任に相当すると評価される行為態様（委託契約等に基づく当事者間の高度な信頼関係を裏切る態様）で、使用する行為

㊅：第三者に提供する行為

※ 「㊄利加害目的」とは、自らに権原がないことを知りながら、不正の利益を得る目的又はデータ提供者に損害を加える目的であり、公序良俗または信義則に反する態様で、自己又は他人の金銭、名誉、満足等を得る目的、データ提供者に有形無形の不当な損害を加える目的等がこれに当たる。なお、データ利用者側の予見可能性を高める観点から、具体的な内容については、ガイドライン等において、明確化を図る。

※ ㊄利加害目的を持った従業員が㊄㊅の行為をした場合、従業員が所属する法人が「不正競争行為」としての責任を問われるのは、その法人の業務として行った行為と評価される場合のみ。

転得類型（**㊄**⑥⑦⑧⑧'）①

（i）取得するデータについて不正行為（不正取得①又は不正提供⑤）が介在したことを知っている（悪意の）者が、

⑥：当該不正行為に係るデータを取得する行為

⑦：⑥によって取得したデータを使用する行為

⑧：⑥によって取得したデータを第三者に提供する行為

・なお、「営業秘密」とは異なり、入手経路への注意義務が転得者に課されないよう、重過失の者は対象外とすべきである。また、不正提供⑤に係る悪意については、⑤の行為者が権原の範囲を越えて提供していることを知っているだけでなく、「**㊄**利加害目的」を有していることを知っていることまで必要とすべきである。

転得類型（㊦⑥⑦⑧⑧'）②

（ii）取得時に不正行為（①又は⑤）が介在したことを知らずに取得した者が、その後、不正行為の介在を知った（悪意に転じた6）場合、悪意に転じた後に、当該データを、

⑧'：第三者に提供する行為

ただし、転得者が悪意に転じる前の取引で定められた権原の範囲内での提供は、適用除外とすべきである。なお、悪意に転じる基準、「権原の範囲」等については、ガイドライン等において、明確化を図る。

適用除外（不競法 19 条 1 項 8 号）

イ 取引によって限定提供データを取得した者（その取得した時にその限定提供データについて限定提供データ不正開示行為であること又はその限定提供データについて限定提供データ不正取得行為若しくは限定提供データ不正開示行為が介在したことを知らない者に限る。）がその取引によって取得した権原の範囲内においてその限定提供データを開示する行為

ロ その相当量蓄積されている情報が無償で公衆に利用可能となっている情報と同一の限定提供データを取得し、又はその取得した限定提供データを使用し、若しくは開示する行為

不正使用行為によって生じた物の取扱い

- データの不正使用により生じた物（物品、AI学習済みモデル、マニュアル、データベース等）の譲渡等の行為は、対象外。（ただし、成果物から元データが取得できる場合は、その限りにおいて、データの不正提供に該当する。）

救済措置

「不正競争行為」につき、民事措置（差止請求※・損害賠償請求（損害額の推定規定等）・信用回復措置）を導入。

※ 差止請求権として、差止請求を実効あらしめる合理的な範囲での廃棄・除却請求も認められる。

なお、不正使用に対する差止請求権については、消滅時効として不正使用行為を知ってから3年、不正使用行為が開始されてから20年と規定。

刑事措置については、今後の状況を踏まえて、引き続き検討

その他

- ガイドライン等の策定を通じた予見可能性を高める努力
 - 制度全般の周知及び見直し
-
- * 差止請求権者は？
 - * 準拠法は？